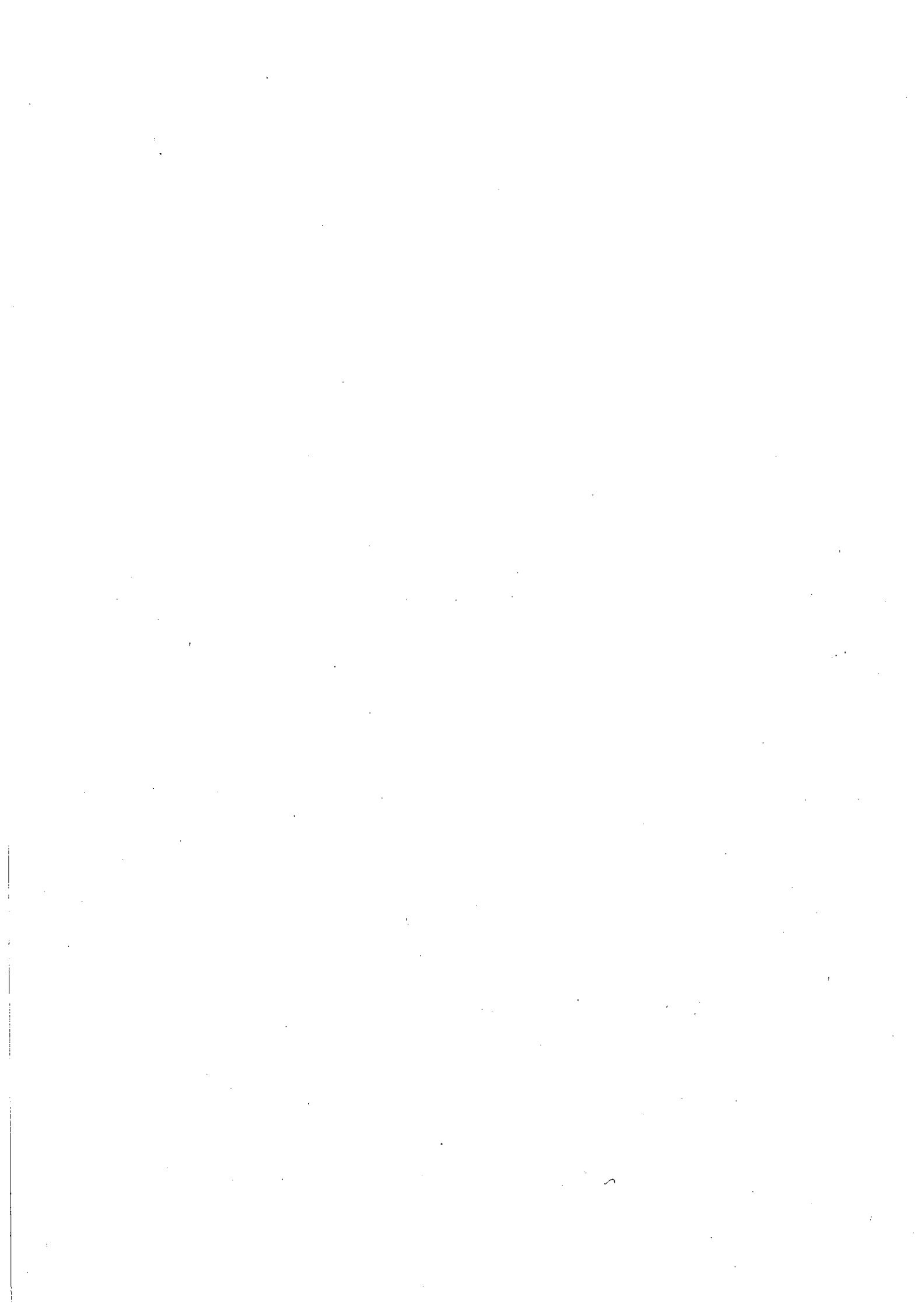


令和 2 年第 2 回

# 八千代市議会定例会議案

八 千 代 市



## 目 次

議案第1号	市長，副市長，教育委員会教育長及び事業管理者の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について	1 頁
議案第2号	八千代市税条例等の一部を改正する条例の制定について	3 頁
議案第3号	八千代市都市公園条例の一部を改正する条例について	1 7 頁
議案第4号	八千代市市営住宅等管理条例の一部を改正する条例の制定について	1 9 頁
議案第5号	八千代市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	2 1 頁
議案第6号	八千代市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	2 3 頁
議案第7号	八千代市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	2 5 頁
議案第8号	令和2年度八千代市一般会計補正予算（第3号）	2 7 頁
議案第9号	令和2年度八千代市一般会計補正予算（第4号）	2 7 頁
議案第10号	令和2年度八千代市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）	2 7 頁
議案第11号	令和2年度八千代市水道事業会計補正予算（第1号）	2 7 頁
議案第12号	路線の認定について	2 9 頁
議案第13号	訴えの提起について	3 3 頁
議案第14号	農業委員会委員の任命について	3 5 頁
議案第15号	農業委員会委員の任命について	3 7 頁
議案第16号	農業委員会委員の任命について	3 9 頁
議案第17号	農業委員会委員の任命について	4 1 頁
議案第18号	農業委員会委員の任命について	4 3 頁
議案第19号	農業委員会委員の任命について	4 5 頁

議案第20号	農業委員会委員の任命について	47頁
議案第21号	農業委員会委員の任命について	49頁
議案第22号	農業委員会委員の任命について	51頁
議案第23号	農業委員会委員の任命について	53頁
議案第24号	農業委員会委員の任命について	55頁
議案第25号	農業委員会委員の任命について	57頁
議案第26号	農業委員会委員の任命について	59頁
議案第27号	農業委員会委員の任命について	61頁
諮問第1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	63頁
諮問第2号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	65頁

## 議案第1号

市長，副市長，教育委員会教育長及び事業管理者の給与の特例に関する  
条例の一部を改正する条例の制定について

市長，副市長，教育委員会教育長及び事業管理者の給与の特例に関する条例  
の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年6月1日提出

八千代市長 服部友則

市長，副市長，教育委員会教育長及び事業管理者の給与の特例に関する  
条例の一部を改正する条例

市長，副市長，教育委員会教育長及び事業管理者の給与の特例に関する条例  
(平成25年八千代市条例第13号)の一部を次のように改正する。

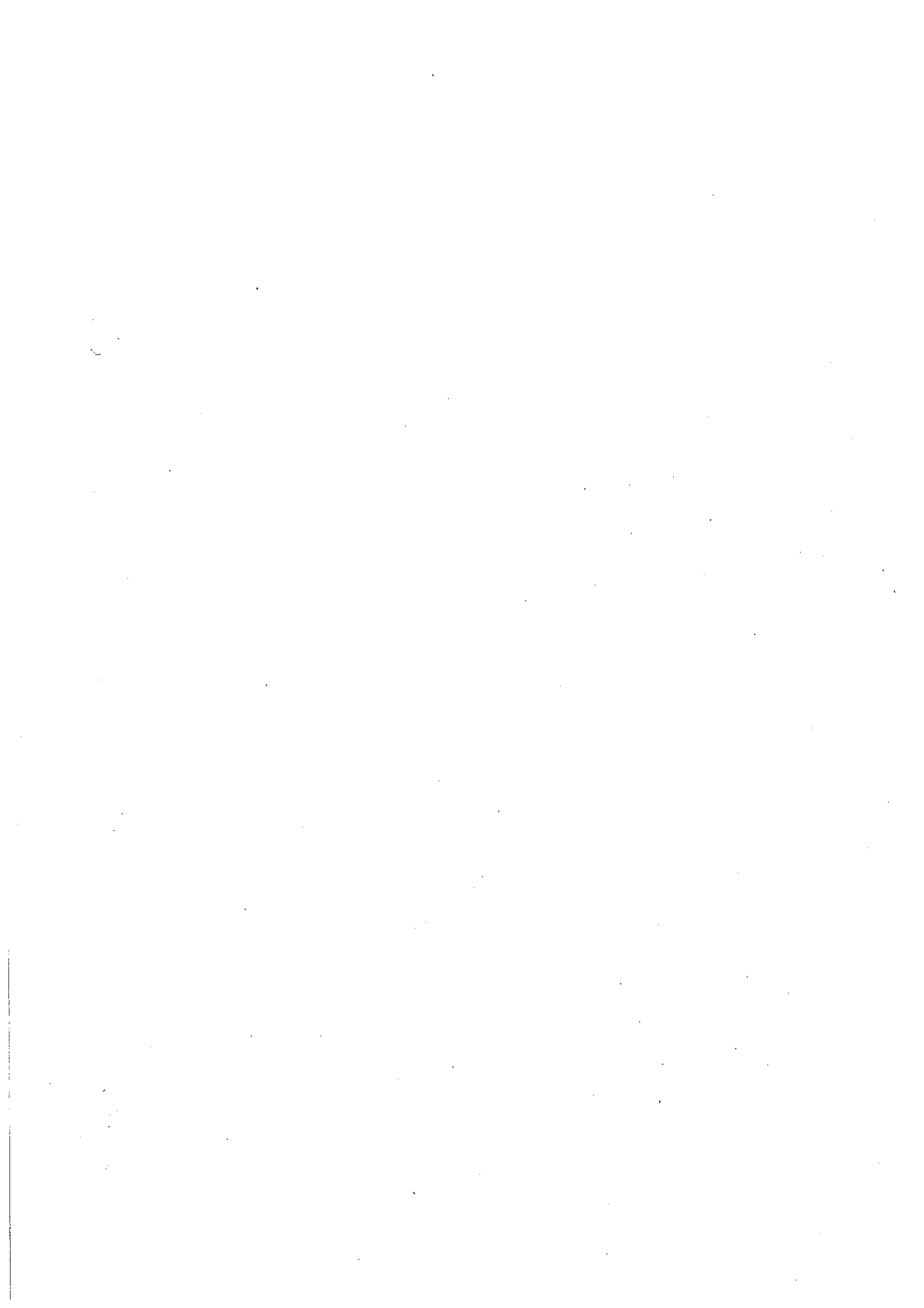
第1条中「この条例の施行の日から平成29年5月25日」を「令和2年6  
月1日から令和3年3月31日」に，「，市長にあつてはその100分の27  
.5に相当する額を，副市長にあつてはその100分の15に相当する額を，  
教育長及び事業管理者にあつてはその100分の7.5」を「その100分の  
10」に改める。

### 附 則

この条例は，公布の日から施行し，改正後の第1条の規定は，令和2年6月  
1日から適用する。

### 提案理由

市長，副市長，教育長及び事業管理者の給与の額を減額するため，条例を改  
正いたしたい。



議案第2号

八千代市税条例等の一部を改正する条例の制定について  
八千代市税条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年6月1日提出

八千代市長 服部友則

八千代市税条例等の一部を改正する条例

(八千代市税条例の一部改正)

第1条 八千代市税条例(昭和29年八千代市条例第26号)の一部を次のように改正する。

第24条第1項第2号中「寡夫」を「ひとり親」に改める。

第34条の2中「第12項」を「第11項」に、「寡婦(寡夫)控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に、「第7項」を「第6項」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「第314条の2第5項」を「第314条の2第4項」に改める。

第36条の3の2の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とする。

第36条の3の3の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項中「若しくは単身児童扶養者である者」を削り、同項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とする。

第48条第2項中「第66条の7第4項及び第10項」を「第66条の7第5項及び第11項」に改める。

第54条第2項中「登録されている」を「登録がされている」に改め、同条第4項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「これを」を削り、「課する」を「課することができる」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第54条第7項中「第10条の2の12」を「第10条の2の15」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「によって」を「により」に、「第49条の2」を「第49条の3」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に、「登録されている」を「登録がされている」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 法第343条第5項に規定する探索を行ってもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合（前項に規定する場合を除く。）には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第61条第9項及び第10項中「第349条の3第12項」を「第349条の3第11項」に改める。

第61条の2の見出し及び同条第1項中「第349条の3第28項」を「第349条の3第27項」に改め、同条第2項中「第349条の3第29項」を「第349条の3第28項」に改め、同条第3項中「第349条の3第30項」を「第349条の3第29項」に改める。

第94条第2項に次のただし書を加える。

ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。

第94条第4項中「左欄に掲げる製造たばこ」の次に「（同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。）」を加える。

第96条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項（法第469条第1項第3号又は第4号に係る部分に限る。）」に、「第16条の2の3」を「第16条の2の3第2項」に、「提出しない場合には、適用しない」を「提出している場合に限り、適用する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項（法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の規



定は、卸売販売業者等が、同条第1項第1号又は第2号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第98条第1項又は第2項の規定による申告書に前項（法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、施行規則第16条の2の3第1項に規定する書類を保存している場合限り、適用する。

第98条第1項中「第96条第2項」を「第96条第3項」に改める。

第131条第6項中「第54条第6項」を「第54条第7項」に改める。

第152条第2項中「第349条の3第10項から第12項まで、第22項から第24項まで、第26項、第28項から第31項まで、第33項又は第34項」を「第349条の3第9項から第11項まで、第21項から第23項まで、第25項、第27項から第30項まで、第32項又は第33項」に改める。

附則第3条の2第1項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。））」に、「この条において同じ」を「この項において同じ」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改め、同条第2項中「特例基準割合適用年中」を「各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中」に、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合と」を「当該加算した割合と」に改める。

附則第4条第1項中「特例基準割合」を「加算した割合」に改める。

附則第8条第1項中「令和3年度」を「令和6年度」に改める。

附則第10条中「又は第15条の3の2」を「、第15条の3の2、第61条又は第62条」に、「又は法」を「又は」に、「若しくは第15条の3の2」を「、第15条の3の2、第61条若しくは第62条」に改める。

附則第10条の2第2項を削り、同条第3項中「附則第15条第2項第6号」を「附則第15条第2項第5号」に改め、同項を同条第2項とし、同条

第4項を同条第3項とし、同条第5項中「附則第15条第33項第1号イ」を「附則第15条第30項第1号イ」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「附則第15条第33項第1号ロ」を「附則第15条第30項第1号ロ」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項を削り、同条第8項中「附則第15条第33項第1号ニ」を「附則第15条第30項第1号ハ」に改め、同項を同条第6項とし、同条第9項中「附則第15条第33項第1号ホ」を「附則第15条第30項第1号ニ」に改め、同項を同条第7項とし、同条第10項中「附則第15条第33項第2号イ」を「附則第15条第30項第2号イ」に改め、同項を同条第8項とし、同条第11項中「附則第15条第33項第2号ロ」を「附則第15条第30項第2号ロ」に改め、同項を同条第9項とし、同項の次に次の1項を加える。

10 法附則第15条第30項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

附則第10条の2第12項中「附則第15条第33項第3号イ」を「附則第15条第30項第3号イ」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「附則第15条第33項第3号ロ」を「附則第15条第30項第3号ロ」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項中「附則第15条第33項第3号ハ」を「附則第15条第30項第3号ハ」に改め、同項を同条第13項とし、同条第15項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第38項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第41項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項を同条第16項とし、同条に次の1項を加える。

17 法附則第62条に規定する市町村の条例で定める割合は、0とする。

附則第11条の2の見出し中「平成31年度」を「令和元年度」に改め、同条第1項中「平成31年度分」を「令和元年度分」に改め、同条第2項中「平成31年度適用土地又は平成31年度類似適用土地」を「令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地」に改める。

附則第12条、第13条、第13条の3及び第15条第1項中「又は法」を「又は」に改める。

附則第15条の3第2項中「令和2年9月30日」を「令和3年3月31

日」に改める。

附則第17条第1項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

附則第17条の2第1項及び第2項中「令和2年度」を「令和5年度」に改め、同条第3項中「第35条の2」を「第35条の3」に改める。

附則第19条から第19条の5まで、第20条、第20条の3及び第20条の4中「第19項」を「第18項」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第22条の2中「第17項、第23項、第24項、第26項、第27項、第31項、第35項、第42項、第43項又は第47項」を「第18項、第22項、第24項、第29項、第33項、第37項、第38項、第42項から第44項まで若しくは第48項又は第61条」に、「第34項」を「第33項」に、「又は法附則第15条」を「又は附則第15条若しくは第61条」に改める。

附則に次の1条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続)

第32条 第9条第7項の規定は、法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について準用する。

第2条 八千代市税条例の一部を次のように改正する。

第19条中「第321条の8第22項及び第23項の申告書に」を「第321条の8第34項及び第35項の申告書に」に、「においては」を「には」に改め、同条第4号中「によって」を「により」に改め、同条第5号中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同条第6号中「第321条の8第22項及び第23項」を「第321条の8第34項及び第35項」に改める。

第20条中「及び第4項」を削る。

第23条第3項中「規定する収益事業」の次に「(以下この項及び第31条第2項の表の第1号において「収益事業」という。)」を加え、「第31条第2項の表の第1号」を「同号」に、「第48条第10項から第12項」を「第48条第9項から第16項」に改める。

第31条第2項の表第1号オ中「第292条第1項第4号の5」を「第2

92条第1項第4号の2」に改め、同条第3項中「、同項第2号の連結事業年度開始の日から6月の期間若しくは同項第3号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第4号」を「若しくは同項第2号の期間又は同項第3号」に改める。

第48条第1項中「第4項、第19項、第22項及び第23項」を「第31項、第34項及び第35項」に、「第10項、第11項及び第13項」を「第9項、第10項及び第12項」に、「第4項、第19項及び第23項」を「第31項及び第35項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第3項」を「第2項後段」に改め、同条第2項中「第66条の7第5項及び第11項又は第68条の91第4項及び第10項」を「第66条の7第4項及び第10項」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第36項」に改め、同条第3項中「第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項」を「第66条の9の3第3項及び第9項」に、「第321条の8第25項」を「第321条の8第37項」に改め、同条第4項中「第321条の8第26項」を「第321条の8第38項」に改め、同条第5項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「同条第21項」を「同条第33項」に、「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に改め、同条第6項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第7項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同項第2号中「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第9項を削り、同条第10項中「第321条の8第42項」を「第321条の8第52項」に、「同条第42項」を「同条第52項」に、「第12項」を「第11項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項を同条第10項とし、同条第12項中「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「第10項の内国法人」を「第9項の内国法人」に、「第75条の4第2項」を「第75条の5第2項」に、「第10項の申告」を「同項の申告」に改め、同項を同条第12項とし、同

条第14項を同条第13項とし、同条第15項中「第13項」を「第12項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「第13項前段」を「第12項前段」に、「第321条の8第51項」を「第321条の8第61項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「第13項後段」を「第12項後段」に、「第15項」を「第14項」に、「第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）」を「第75条の5第3項若しくは第6項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第16項とする。

第50条第2項中「第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に、「第2項又は第4項」を「又は第2項」に改め、同条第3項中「第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、「（同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。）」を削り、同条第4項中「第4項又は第19項」を「又は第31項」に改める。

第52条第4項から第6項までを削る。

第94条第2項ただし書中「0.7グラム」を「1グラム」に、「0.7本」を「1本」に改める。

附則第3条の2第2項中「及び第4項」を削る。

附則第10条中「第61条又は第62条」を「第63条又は第64条」に、「第61条若しくは第62条」を「第63条若しくは第64条」に改める。

附則第10条の2第17項中「附則第62条」を「附則第64条」に改める。

附則第22条の2中「第61条」を「第63条」に改める。

附則第26条第1項中「又は個別帰属法人税額」及び「又は各連結事業年度分」を削り、同条第2項中「第312条第3項第1号から第2号まで」を

「第312条第3項第1号及び第2号」に改め、同条第3項中「又は個別帰属法人税額」を削り、同条第4項中「又は連結法人税額」を削り、同条第5項を削り、同条第6項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第5項とする。

附則に次の2条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第33条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第34条の7の規定を適用する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第34条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

(八千代市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 八千代市税条例等の一部を改正する条例（令和元年八千代市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条のうち、八千代市税条例第24条第1項第2号の改正規定を削る。

附則第1条第3号を次のように改める。

(3) 削除

附則第1条第4号中「（前号に掲げる改正規定を除く。）」、を削る。

附則第2条第1項中「平成31年度」を「令和元年度」に改め、同条第2項中「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

附則第3条第1項中「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

附則第4条を次のように改める。

#### 第4条 削除

附則第5条及び第6条中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

附則第7条中「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中八千代市税条例第94条第2項にただし書を加える改正規定及び同条第4項の改正規定並びに附則第6条の規定 令和2年10月1日
- (2) 第1条中八千代市税条例第24条第1項第2号、第34条の2及び第36条の2第1項ただし書の改正規定並びに同条例附則第3条の2及び第4条第1項の改正規定、第2条中同条例附則第10条の改正規定、第10条の2の改正規定、第22条の2の改正規定及び同条例附則に2条を加える改正規定並びに次条並びに附則第3条第2項及び第3項の規定 令和3年1月1日
- (3) 第2条中八千代市税条例第94条第2項ただし書の改正規定及び附則第7条の規定 令和3年10月1日
- (4) 第2条（前2号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第4条の規定 令和4年4月1日
- (5) 第1条中八千代市税条例附則第17条第1項及び第17条の2第3項の改正規定 土地基本法等の一部を改正する法律（令和2年法律第12号）附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日

##### (延滞金に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の八千代市税条例（以下「新条例」という。）

）附則第3条の2の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

##### (市民税に関する経過措置)

}

- 第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和元年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 2 新条例第24条第1項（第2号に係る部分に限る。）、第34条の2及び第36条の2第1項の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 3 令和3年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「地震保険料控除額」とあるのは、「地震保険料控除額、ひとり親控除額（地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第292条第1項第11号に規定する寡婦（旧法第314条の2第3項の規定に該当するものに限る。）又は旧法第292条第1項第12号に規定する寡夫である第23条第1項第1号に掲げる者に係るものを除く。））」とする。
- 4 新条例第36条の3の2第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用する。
- 5 新条例第36条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。
- 第4条 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の八千代市税条例の規定中法人の市民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び次項において「4号施行日」という。）以後に開始する事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（昭和40年法律第34号。以下この条において「4年旧法人税法」という。）第2条第12号の7に規定する連結子法人（次項において「連結子法人」という。）の連結親法人事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定



する連結親法人事業年度をいう。次項において同じ。)が4号施行日前に開始した事業年度を除く。)分の法人の市民税について適用する。

- 2 4号施行日前に開始した事業年度(連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した事業年度を含む。)分の法人の市民税及び4号施行日前に開始した連結事業年度(4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。)(連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した連結事業年度を含む。)分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第5条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和元年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第54条第4項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 新条例第54条第5項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 4 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。)附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 5 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第33項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第6条 附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

第7条 附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第8条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和元年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

第9条 施行日から都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第 号）の施行の日の前日までの間における新条例附則第22条の2の規定の適用については、同項中「から第44項まで若しくは第48項」とあるのは、「第43項若しくは第44項」とする。

(八千代市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第10条 八千代市税条例等の一部を改正する条例（平成27年八千代市条例第24号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第2項第3号中「平成31年9月30日」を「令和元年9月30日」に改め、同条第13項中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同条第14項の表第5項の項中「平成31年10月31日」を「令和元年10月31日」に改め、同表第6項の項中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改める。

(八千代市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第11条 八千代市税条例等の一部を改正する条例（平成28年八千代市条例第15号）の一部を次のように改正する。

附則第4条第2項中「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

(八千代市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第12条 八千代市税条例の一部を改正する条例（平成29年八千代市条例第16号）の一部を次のように改正する。

附則第1条第2号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

附則第2条第2項中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

(八千代市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第13条 八千代市税条例等の一部を改正する条例（平成30年八千代市条例第17号）の一部を次のように改正する。

附則第2条第1項及び第3条第5項から第17項までの規定中「平成31

年度」を「令和元年度」に改める。

提案理由

地方税法の一部改正に伴い、条例を改正いたしたい。



## 議案第3号

八千代市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について  
八千代市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年6月1日提出

八千代市長 服部友則

### 八千代市都市公園条例の一部を改正する条例

八千代市都市公園条例（昭和43年八千代市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第12条の見出し中「使用料」を「使用料等」に改め、同条第1項中「使用料」の次に「又は占用料（以下「使用料等」という。）」を加え、「3カ月」を「3月」に改め、「おいては、都市公園の使用」の次に「又は占用（以下「使用等」という。）」を加え、「使用」を「使用等」に改め、同条第2項中「の使用」を「の使用等」に、「3カ月」を「3月」に、「使用」を「使用等」に改め、「際」の次に「に、」を加え、同条第3項中「使用料」を「使用料等」に改め、「の使用」を「の使用等の期間」に、「1カ月」を「1月」に改める。

第13条の見出し中「使用料」を「使用料等」に改め、同条中「第6条の10第1項の許可」の次に「（以下「既許可」という。）」を加え、「それらの許可」を「当該既許可」に、「行為又はその利用すること」を「使用等」に、「その他」を「その他」に、「使用料」を「使用料等」に改める。

第13条の2を第13条の3とし、第13条の次に次の1条を加える。

（使用料等の不還付）

第13条の2 既納の使用料等は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、市長は、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 使用料等を納付した者の責めに帰することのできない理由によって、既許可に係る使用等ができなかったとき。
- (2) 使用料等を納付した者が既許可に係る使用等を開始する前に当該既許可

の取消しを市長に申し出た場合であって、その取消しに相当の理由があると認められるとき。

第17条中「使用料」を「使用料等」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第13条の2の規定は、この条例の施行の日以後に徴収する使用料等について適用し、同日前に徴収した使用料等については、なお従前の例による。

#### 提案理由

使用料等を還付できる場合を定める等のため、条例を改正いたしたい。

議案第4号

八千代市市営住宅等管理条例の一部を改正する条例の制定について  
八千代市市営住宅等管理条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年6月1日提出

八千代市長 服 部 友 則

八千代市市営住宅等管理条例の一部を改正する条例  
八千代市市営住宅等管理条例（平成9年八千代市条例第26号）の一部を次のように改正する。

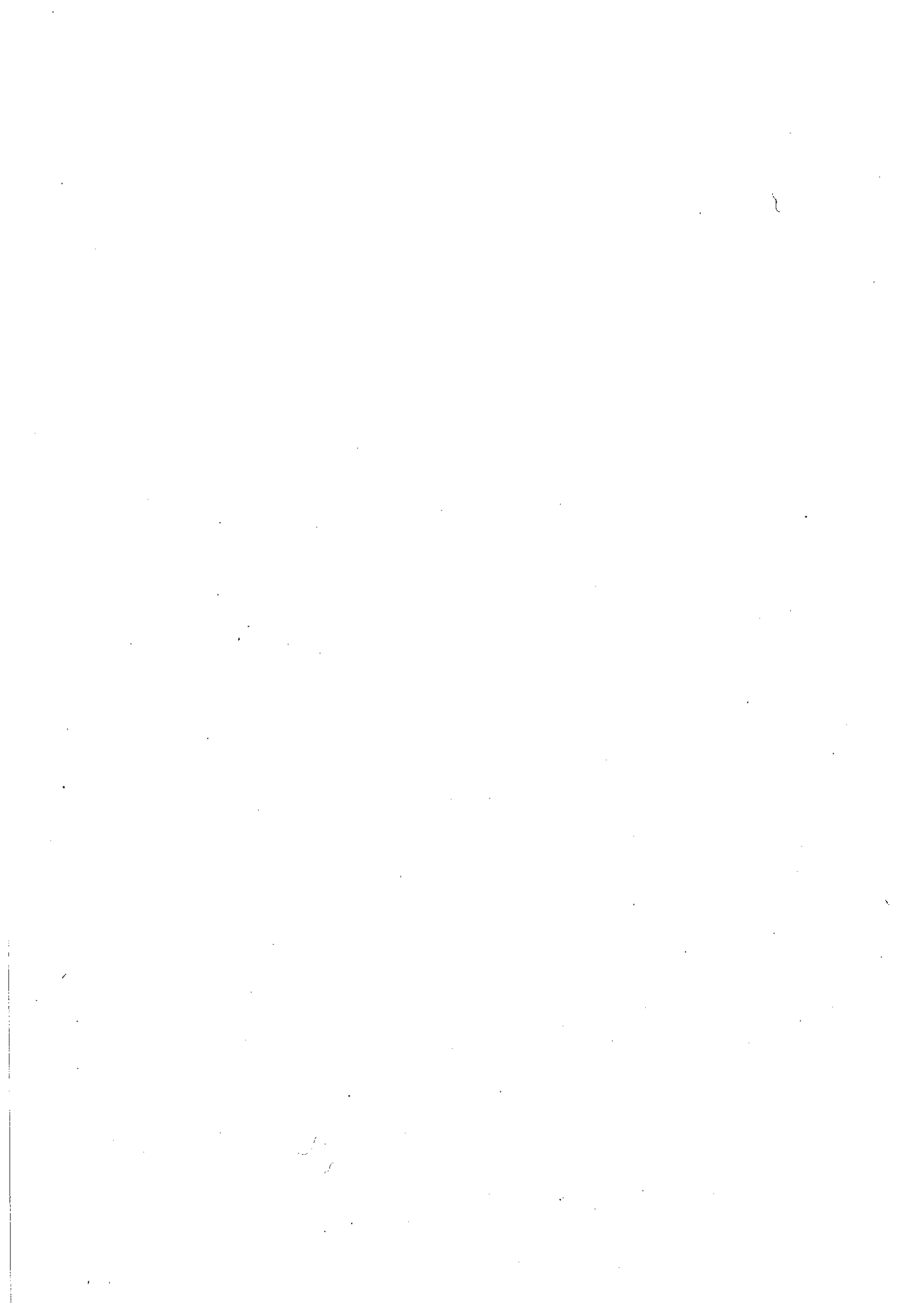
別表八千代市市営花輪団地の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

市営花輪団地の用途を廃止するため、条例を改正いたしたい。





議案第5号

八千代市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例の制定について

八千代市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例  
の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年6月1日提出

八千代市長 服部友則

八千代市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例

八千代市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例  
(平成26年八千代市条例第31号)の一部を次のように改正する。

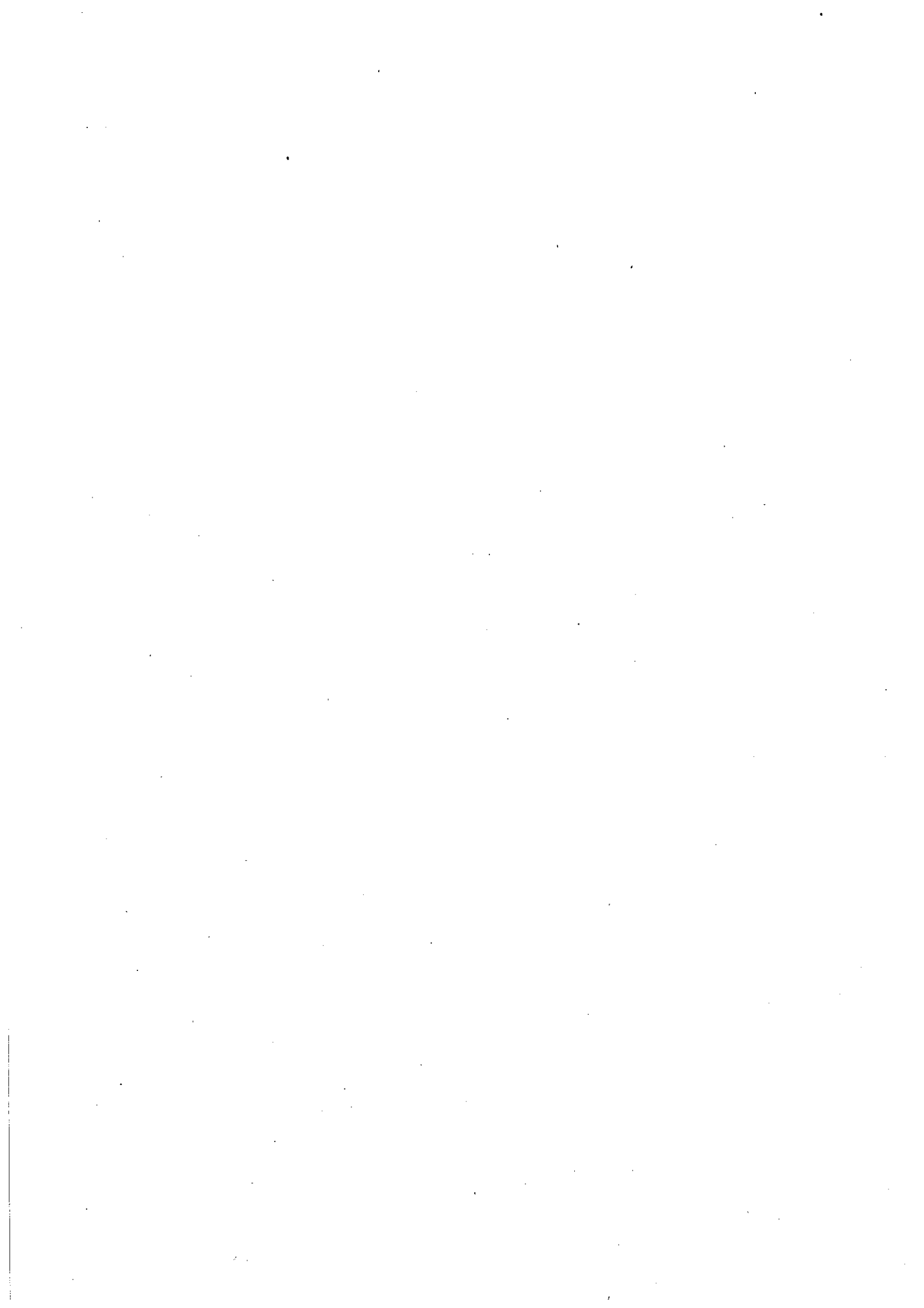
第11条第3項中「指定都市」の次に「若しくは同法第252条の22第1  
項の中核市」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条  
例を改正いたしたい。



議案第 6 号

八千代市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について

八千代市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例  
を次のように制定する。

令和 2 年 6 月 1 日提出

八千代市長 服 部 友 則

八千代市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する  
条例

八千代市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例（昭和 4 8 年八千代市  
条例第 5 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 号を加える。

- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 2 5 年法律第 1 2 3 号）  
第 4 5 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、精  
神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和 2 5 年政令第 1 5 5  
号）第 6 条第 3 項に定める 1 級の障害のある者

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 2 年 8 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公  
布の日から施行する。

（準備行為等）

- 2 改正後の八千代市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例（以下「改  
正後の条例」という。）第 2 条第 3 号の者が助成を受けようとする場合の改  
正後の条例第 8 条の 2 の規定による申請及び受給券の交付は、この条例の施  
行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。この場  
合において、当該施行日前の申請に係る医療費の助成は、改正後の条例第 7  
条に規定する助成の始期にかかわらず、施行日から開始する。

(経過措置)

- 3 改正後の条例の規定は、施行日以後に行われた医療に係る費用の助成について適用し、施行日前に行われた医療に係る費用の助成については、なお従前の例による。

提案理由

千葉県重度心身障害者（児）医療給付改善事業費補助金交付要綱の一部改正に伴い、条例を改正いたしたい。

議案第7号

八千代市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について  
八千代市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年6月1日提出

八千代市長 服部友則

八千代市介護保険条例の一部を改正する条例

八千代市介護保険条例（平成12年八千代市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「平成31年度及び」を削り、「21,360円」を「17,090円」に改め、同条第3項中「平成31年度及び」を削り、「21,360円」を「17,090円」に、「29,900円」を「22,780円」に改め、同条第4項中「平成31年度及び」を削り、「21,360円」を「17,090円」に、「41,290円」を「39,860円」に改める。

附 則

（施行期日等）

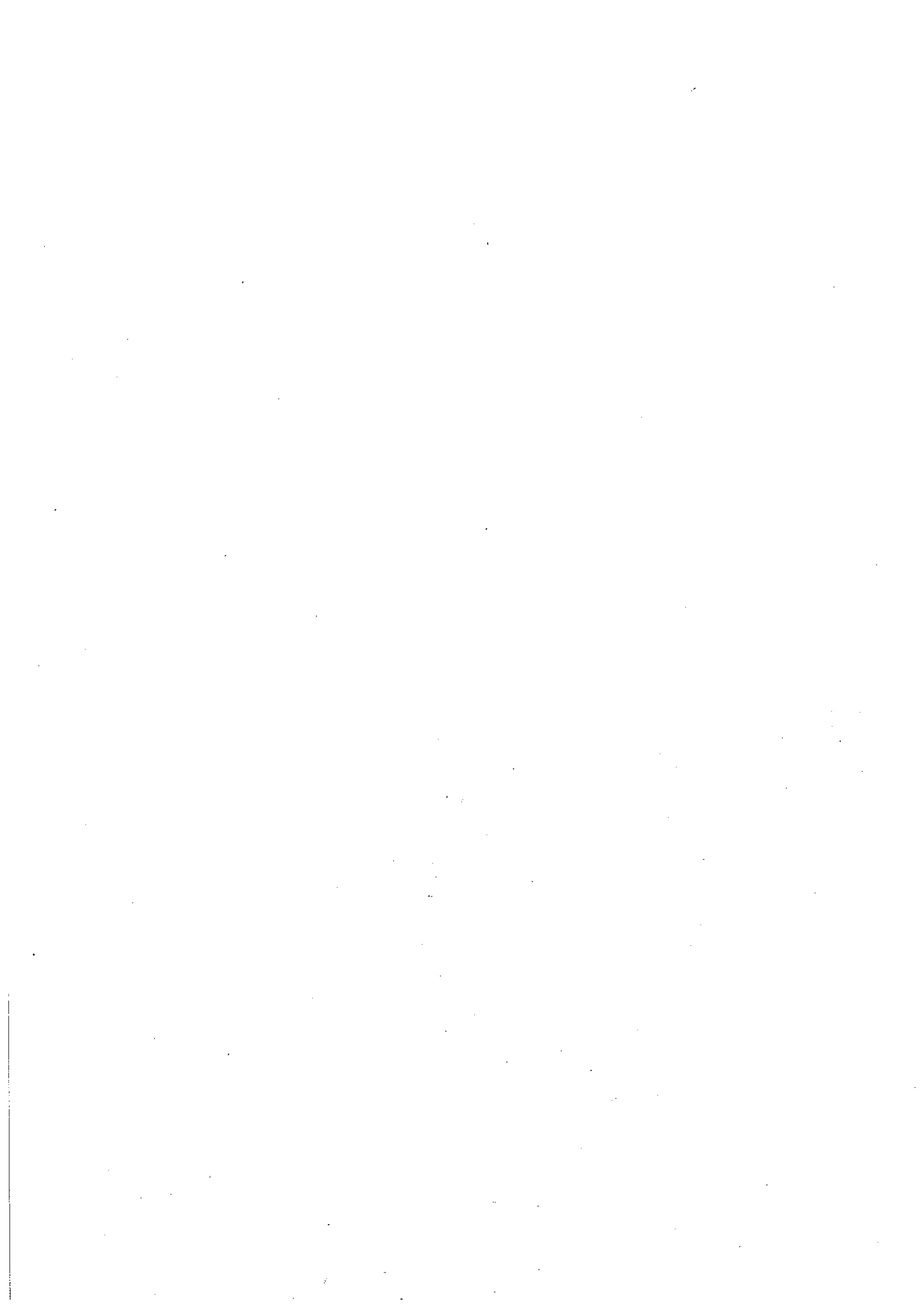
- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の第4条及び次項の規定は、令和2年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

提案理由

介護保険法施行令の一部改正に伴い、条例を改正いたしたい。



議案第 8 号 令和 2 年度八千代市一般会計補正予算 (第 3 号)

議案第 9 号 令和 2 年度八千代市一般会計補正予算 (第 4 号)

議案第 10 号 令和 2 年度八千代市介護保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)

議案第 11 号 令和 2 年度八千代市水道事業会計補正予算 (第 1 号)





議案第12号

路線の認定について

市は、次の路線を市道に認定する。

令和2年6月1日提出

八千代市長 服部友則

記

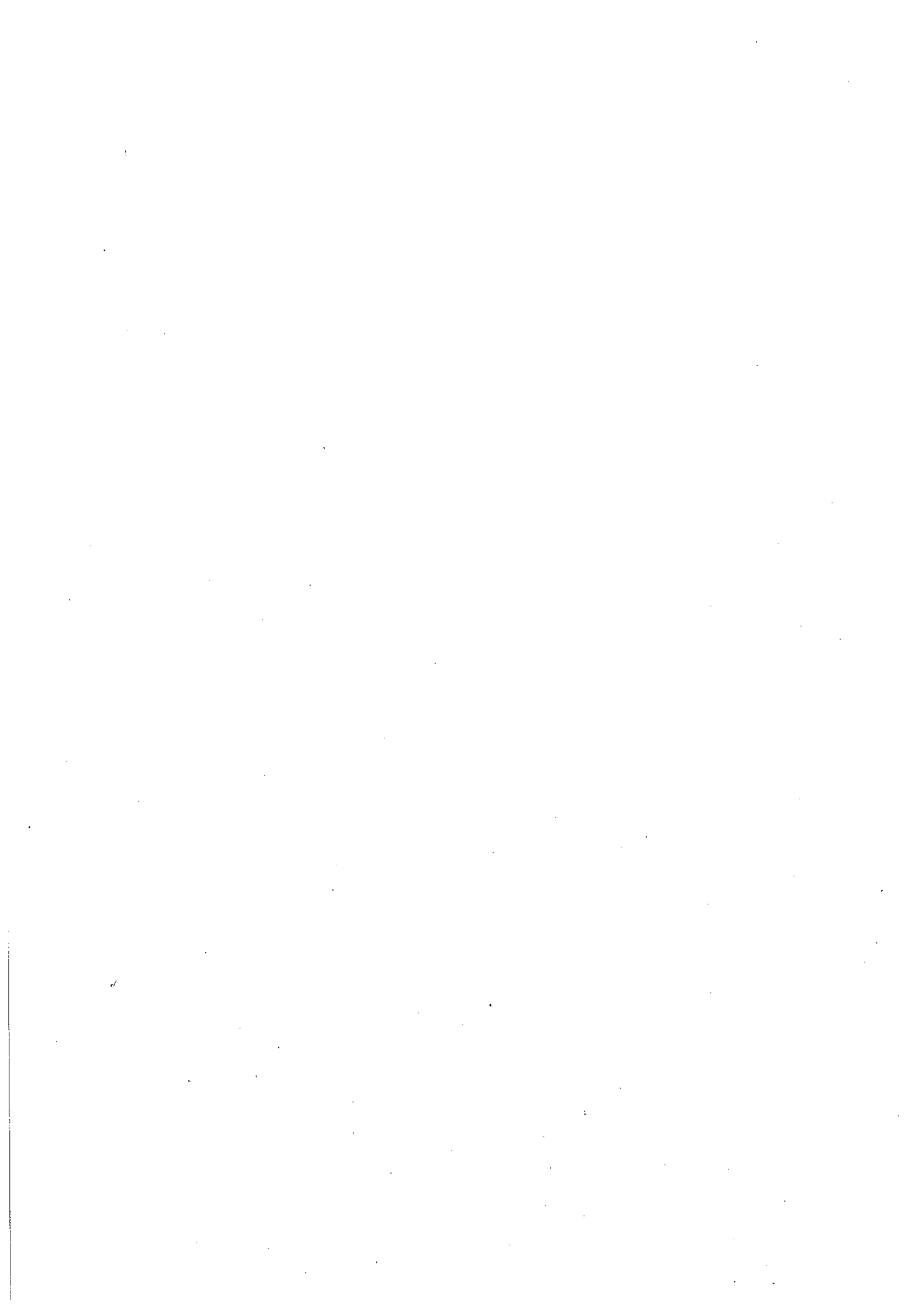
整理 番号	路線名	起 点 (地番地先)	終 点 (地番地先)	重要な経過地 (地番地先)	備考
130205	八千代台北 195号線	八千代台北十一丁目 308番187	八千代台北十一丁目 308番191		
130206	八千代台北 196号線	八千代台北十一丁目 308番388	八千代台北十一丁目 308番391		
130207	八千代台北 197号線	八千代台北十一丁目 308番216	八千代台北十一丁目 308番340		
130208	八千代台北 198号線	八千代台北十一丁目 308番343	八千代台北十一丁目 308番345		
130209	歩行者道 58号線	八千代台北十一丁目 308番317	八千代台北十一丁目 308番317		
130210	八千代台北 199号線	八千代台北十一丁目 308番166	八千代台北十一丁目 308番292		
130211	八千代台北 200号線	八千代台北十一丁目 308番293	八千代台北十一丁目 308番296		
130212	歩行者道 59号線	八千代台北十一丁目 308番285	八千代台北十一丁目 308番285		
130213	歩行者道 60号線	八千代台北十一丁目 308番277	八千代台北十一丁目 308番277		
130214	八千代台北 201号線	八千代台北十一丁目 308番201	八千代台北十一丁目 308番261		

130215	八千代台北 202号線	八千代台北十一丁目 308番203	八千代台北十一丁目 308番247		
130216	八千代台北 203号線	八千代台北八丁目 890番	八千代台北八丁目 914番3		
130217	八千代台北 204号線	八千代台北八丁目 372番45	八千代台北八丁目 372番20		
130218	八千代台北 205号線	八千代台北八丁目 372番39	八千代台北八丁目 372番38		
130219	歩行者道 61号線	八千代台北八丁目 372番28	八千代台北八丁目 372番27		
400495	緑が丘西 127号線	緑が丘西七丁目 24番30	緑が丘西七丁目 24番28		
400496	緑が丘西 128号線	緑が丘西一丁目 8番87	緑が丘西一丁目 8番36		
400497	緑が丘西 129号線	緑が丘西四丁目 1番32	緑が丘西四丁目 1番38		
400498	緑が丘西 130号線	緑が丘西一丁目 16番22	緑が丘西一丁目 16番16		
400499	大和田新田 478号線	大和田新田字長兵衛野 785番5	大和田新田字長兵衛野 777番1		
400500	緑が丘西 131号線	緑が丘西三丁目 16番36	緑が丘西三丁目 16番38		
400501	緑が丘西 132号線	緑が丘西三丁目 16番26	緑が丘西三丁目 16番51		
400502	緑が丘西 133号線	緑が丘西三丁目 16番26	緑が丘西三丁目 16番35		
400503	緑が丘西 134号線	緑が丘西三丁目 16番71	緑が丘西三丁目 16番85		
400504	歩行車道 62号線	緑が丘西三丁目 16番40	緑が丘西三丁目 16番62		
400505	歩行車道 63号線	緑が丘西三丁目 16番6	緑が丘西三丁目 16番7		
400506	歩行車道 64号線	緑が丘西三丁目 16番14	緑が丘西三丁目 16番14		

500181	島田台 35号線	島田台字東桑橋台 741番80	島田台字東桑橋台 741番119		
500182	島田台 36号線	島田台字東桑橋台 741番140	島田台字東桑橋台 741番137		
700563	村上 262号線	村上字黒沢台 1975番172	村上字黒沢台 1975番62		
700564	村上 263号線	村上字黒沢台 1975番91	村上字黒沢台 1975番95		
700565	村上 264号線	村上字黒沢台 1975番132	村上字黒沢台 1975番96		
700566	上高野 197号線	上高野字稻荷前 1180番1	上高野字稻荷前 1180番16		

提案理由

開発行為により築造された道路等を市道路線として認定いたしたい。



訴えの提起について

市は、次のとおり訴えを提起する。

令和2年6月1日提出

八千代市長 服部友則

記

- 1 当事者 原告 八千代市  
被告 沖電気工業株式会社  
三峰無線株式会社

- 2 事件名 損害賠償請求事件

- 3 事件の内容

本市が平成24年5月10日に実施した消防救急デジタル無線購入の入札において、製造販売業者である沖電気工業株式会社（以下「被告①」という。）を含む大手5社により談合が行われ、本市が契約した被告①の販売代理店三峰無線株式会社（以下「被告②」という。）についても被告①との共同不法行為が認められた。

このことから、本市は当該談合がなければ形成されたであろう契約金額と実際の契約金額との差額相当額に係る賠償を請求したが、被告①及び被告②はこれに応じない。

- 4 請求の趣旨

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第25条並びに民法（明治29年法律第89号）第709条及び第719条第1項（不法行為）に基づき、損害賠償金として5,775,000円及びこれに対する本件売買契約に係る代金支払日である、平成25年2月7日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払を請求する。

## 5 事件に関する取扱い及び方針

- (1) 東京地方裁判所に対し、上記訴訟を提起する。
- (2) 上記訴訟の提起後において、その目的を達成するために特に必要がある場合は、当事者を追加し、若しくは変更し、又は適当と認める条件で相手方と和解する。また、必要に応じて控訴、上告又はその取下げをする。
- (3) 上記訴訟は、弁護士に委任する。

### 提案理由

平成24年5月10日に実施した消防救急デジタル無線購入の入札において談合が行われていたことにより、市は損害を被っていることから、損害賠償請求の訴えを提起いたしたい。

議案第14号

農業委員会委員の任命について

八千代市農業委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求める。

令和2年6月1日提出

八千代市長 服部友則

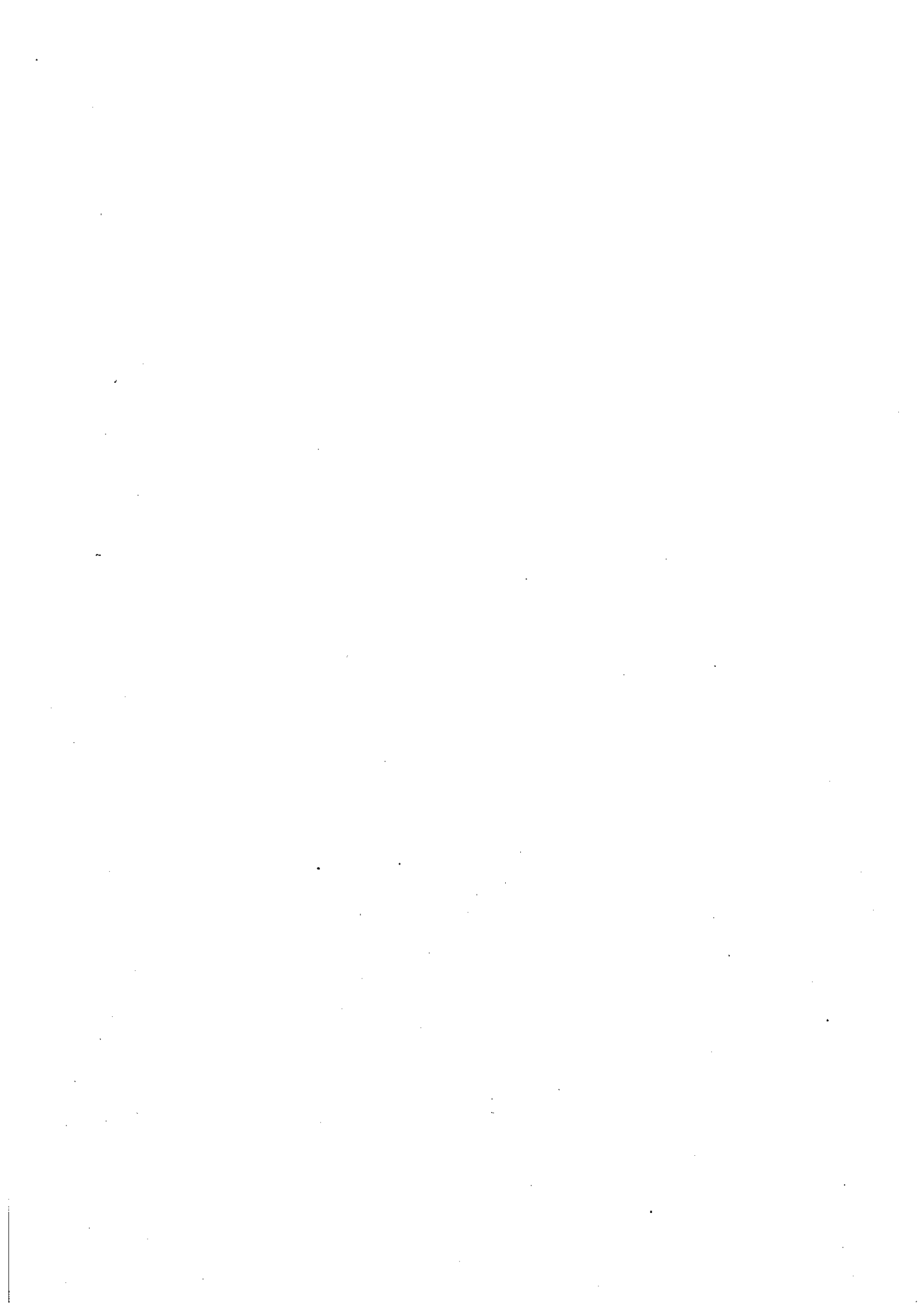
記

氏名 黒崎玲子

住所 千葉県八千代市下高野

提案理由

令和2年7月19日をもって任期満了となることに伴い、次期農業委員会委員を任命いたしたい。





議案第15号

農業委員会委員の任命について

八千代市農業委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求める。

令和2年6月1日提出

八千代市長 服部友則

記

氏名 間野 恵一

住所 千葉県印西市岩戸

提案理由

令和2年7月19日をもって任期満了となることに伴い、次期農業委員会委員を任命いたしたい。



議案第16号

農業委員会委員の任命について

八千代市農業委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求める。

令和2年6月1日提出

八千代市長 服部友則

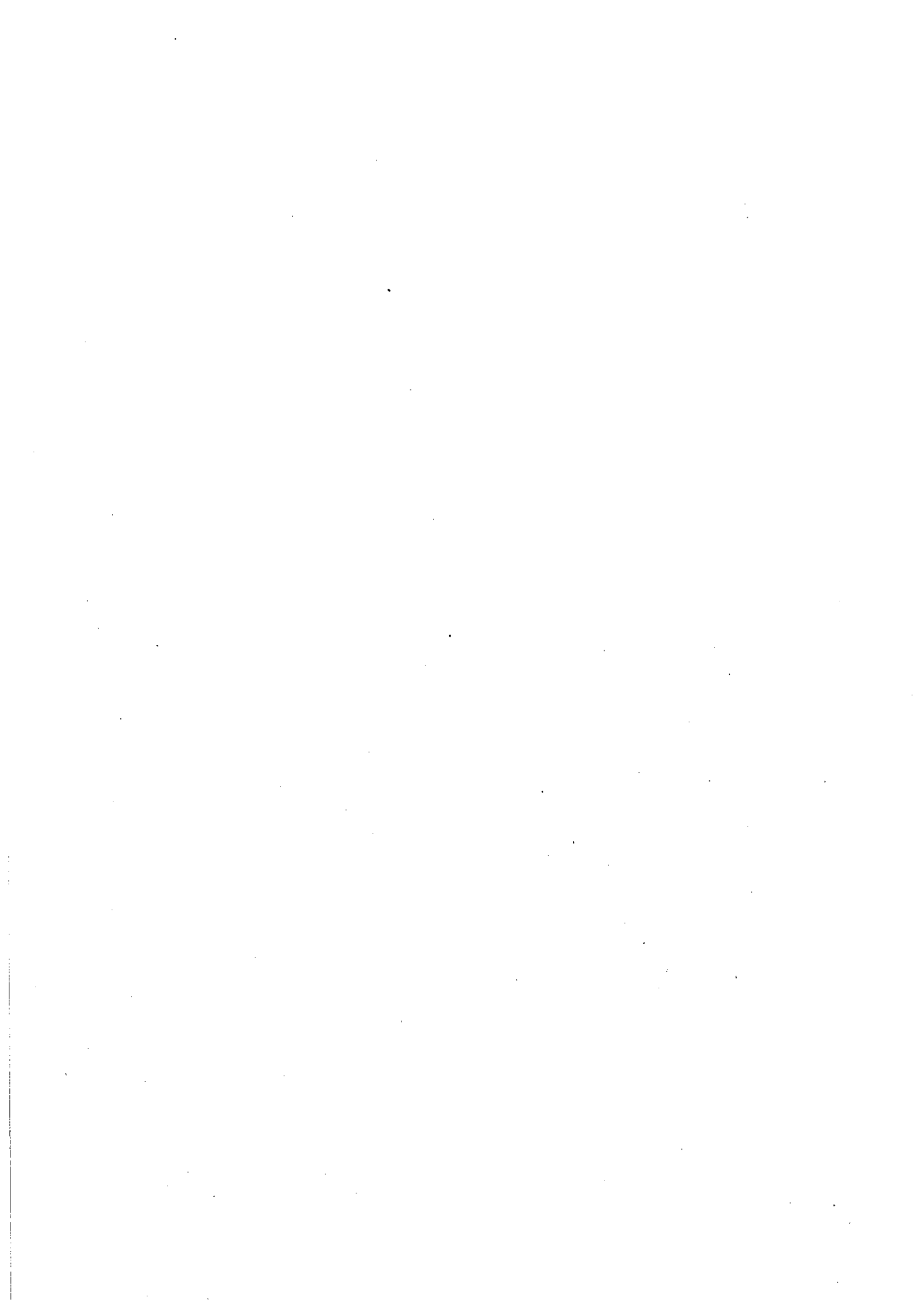
記

氏名 齋藤孝一

住所 千葉県八千代市麦丸

提案理由

令和2年7月19日をもって任期満了となることに伴い、次期農業委員会委員を任命いたしたい。



議案第17号

農業委員会委員の任命について

八千代市農業委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求める。

令和2年6月1日提出

八千代市長 服部友則

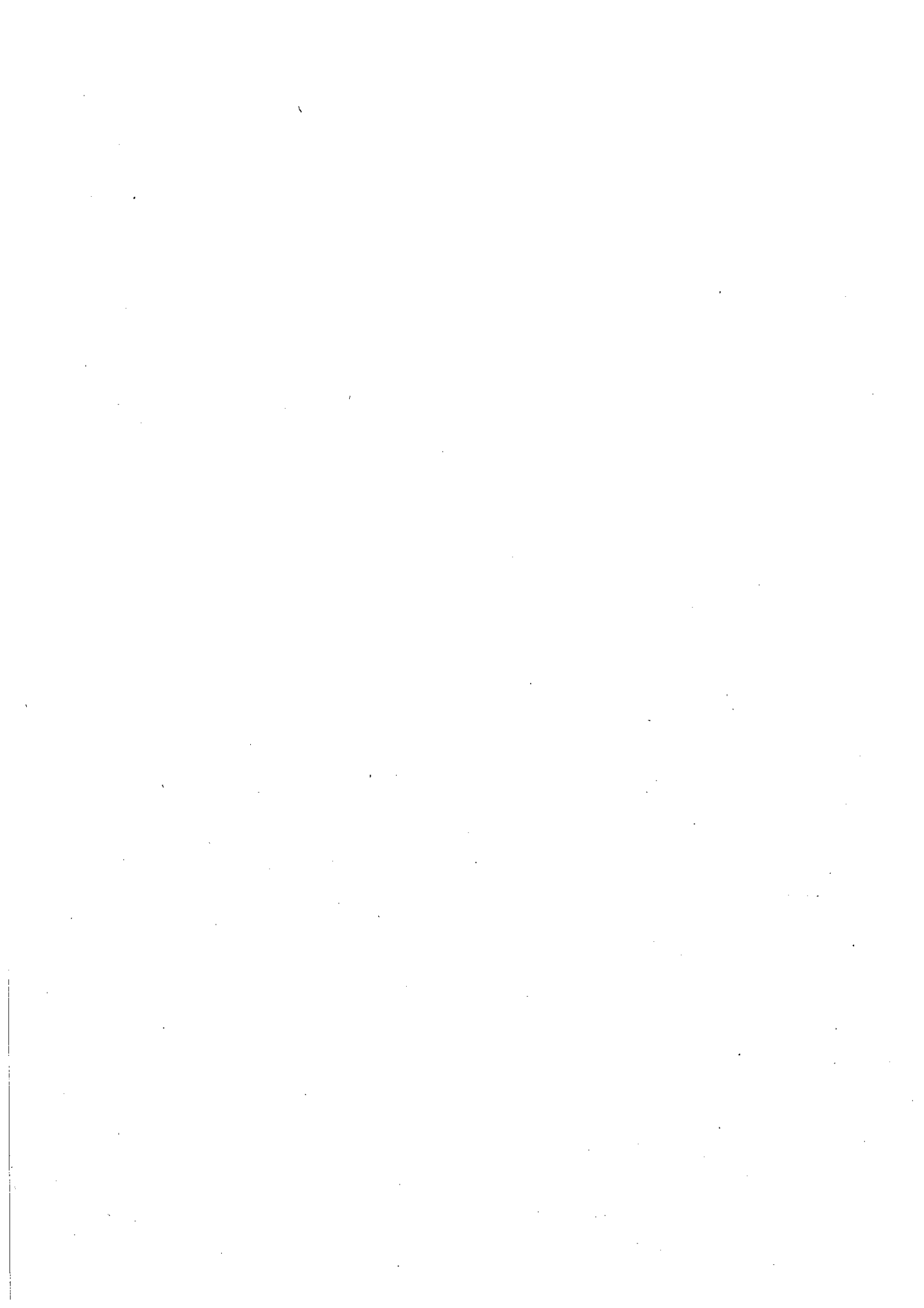
記

氏名 將司 実

住所 千葉県八千代市大和田新田

提案理由

令和2年7月19日をもって任期満了となることに伴い、次期農業委員会委員を任命いたしたい。



議案第18号

農業委員会委員の任命について

八千代市農業委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求める。

令和2年6月1日提出

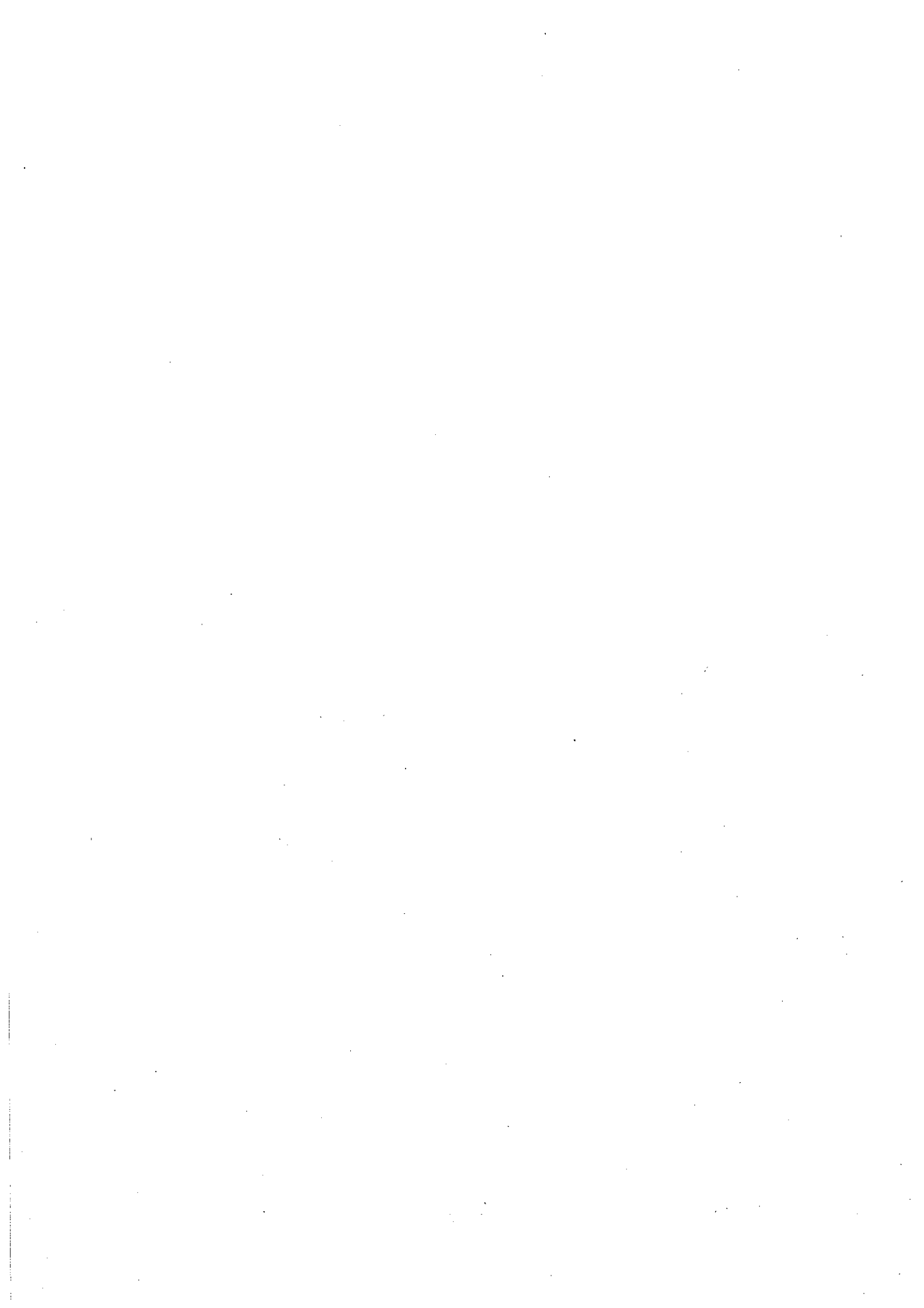
八千代市長 服部友則

記

氏名 小名木 伸 雄  
住所 千葉県八千代市神野

提案理由

令和2年7月19日をもって任期満了となることに伴い、次期農業委員会委員を任命いたしたい。





議案第19号

農業委員会委員の任命について

八千代市農業委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求める。

令和2年6月1日提出

八千代市長 服部友則

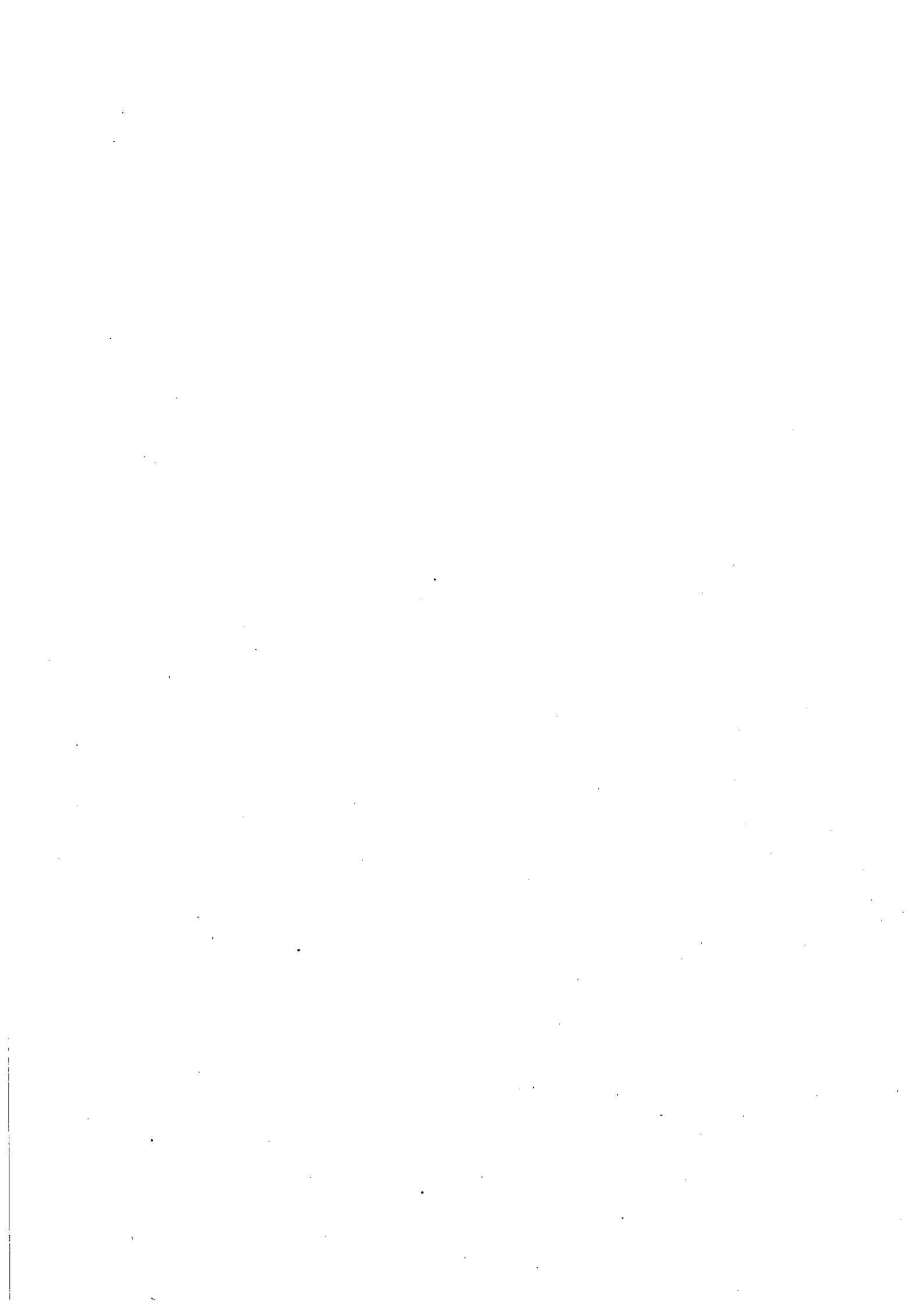
記

氏名 安原 清

住所 千葉県八千代市吉橋

提案理由

令和2年7月19日をもって任期満了となることに伴い、次期農業委員会委員を任命いたしたい。



議案第20号

農業委員会委員の任命について

八千代市農業委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求める。

令和2年6月1日提出

八千代市長 服部友則

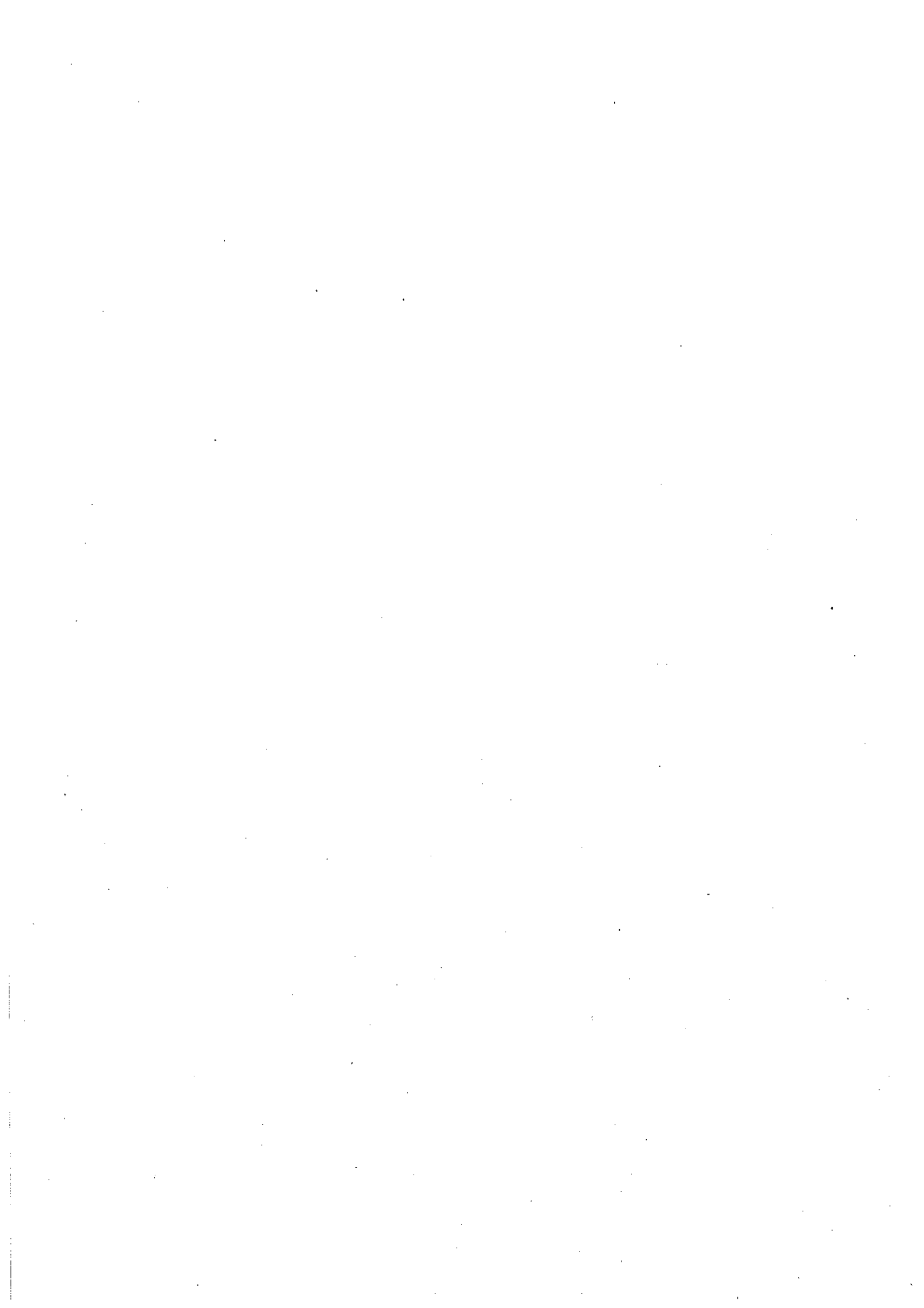
記

氏名 花島 淳

住所 千葉県八千代市萱田

提案理由

令和2年7月19日をもって任期満了となることに伴い、次期農業委員会委員を任命いたしたい。



議案第21号

農業委員会委員の任命について

八千代市農業委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求める。

令和2年6月1日提出

八千代市長 服部友則

記

氏名 市川和彦

住所 千葉県八千代市佐山

提案理由

令和2年7月19日をもって任期満了となることに伴い、次期農業委員会委員を任命いたしたい。

(

議案第22号

農業委員会委員の任命について

八千代市農業委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求める。

令和2年6月1日提出

八千代市長 服部友則

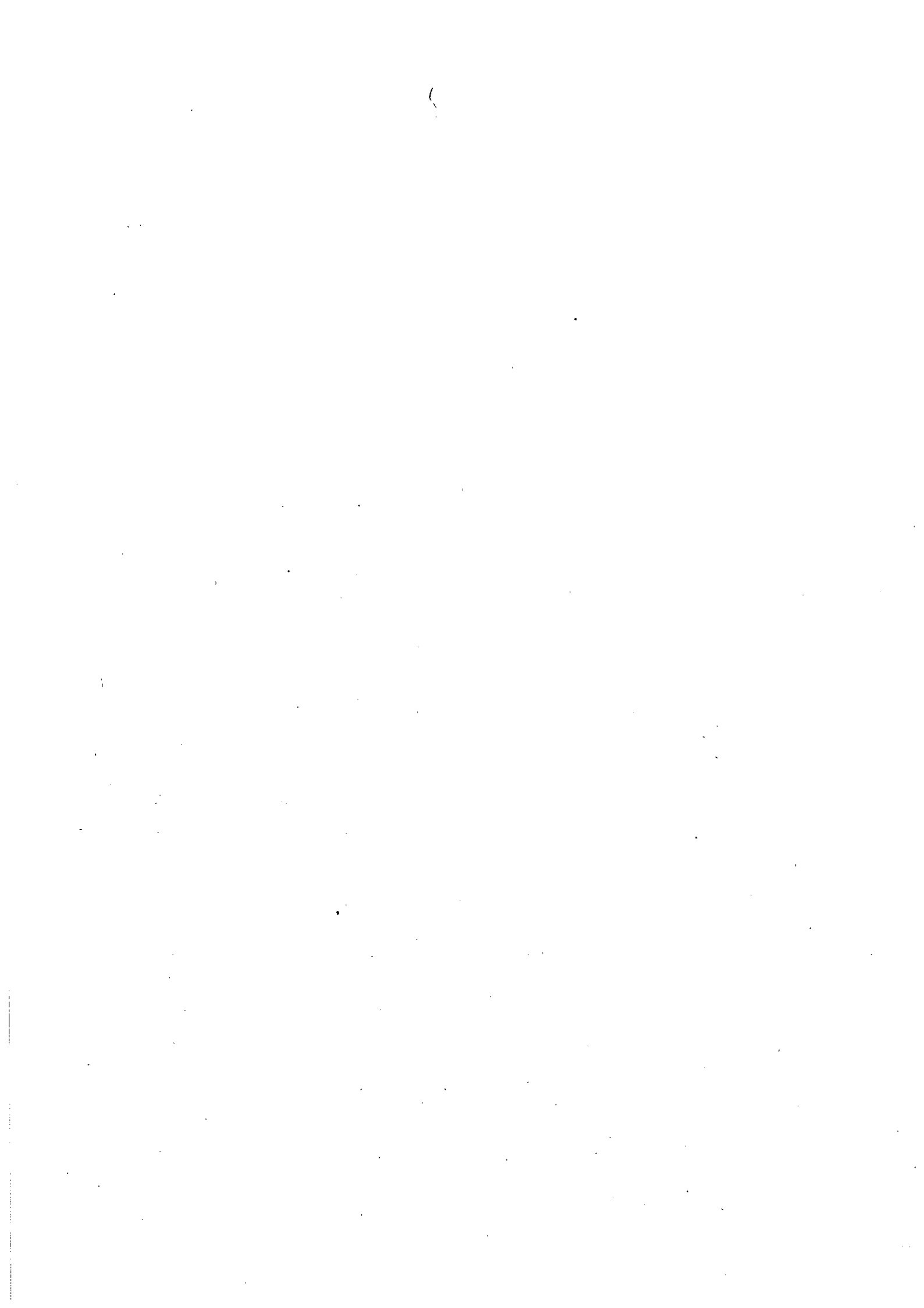
記

氏名 稲垣哲也

住所 千葉県八千代市八千代台南

提案理由

令和2年7月19日をもって任期満了となることに伴い、次期農業委員会委員を任命いたしたい。





議案第23号

農業委員会委員の任命について

八千代市農業委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求める。

令和2年6月1日提出

八千代市長 服部友則

記

氏名 佐藤孝之

住所 千葉県八千代市島田台

提案理由

令和2年7月19日をもって任期満了となることに伴い、次期農業委員会委員を任命いたしたい。



議案第24号

農業委員会委員の任命について

八千代市農業委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求める。

令和2年6月1日提出

八千代市長 服部友則

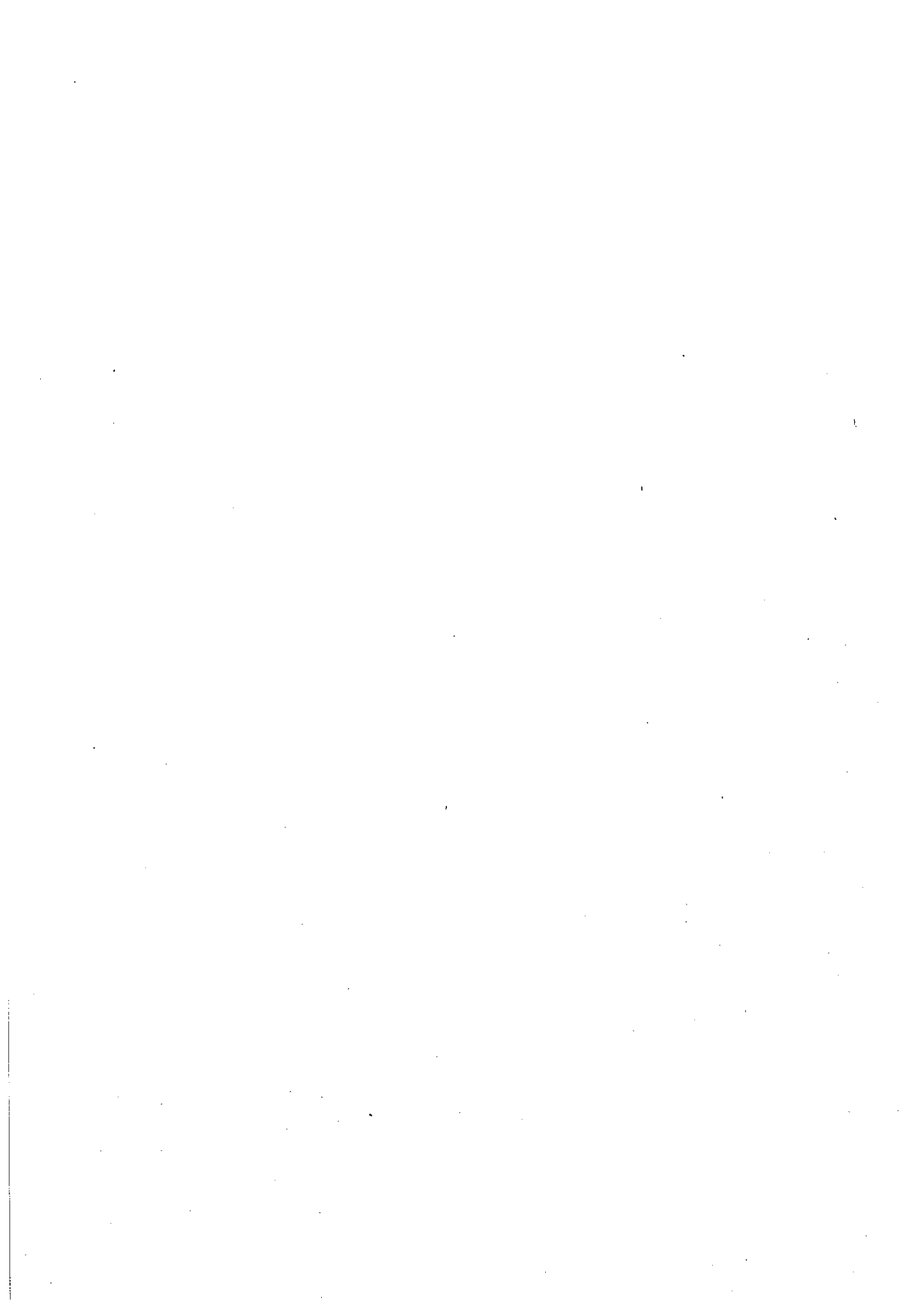
記

氏名 立石勝則

住所 千葉県八千代市桑橋

提案理由

令和2年7月19日をもって任期満了となることに伴い、次期農業委員会委員を任命いたしたい。



議案第 25 号

農業委員会委員の任命について

八千代市農業委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求める。

令和 2 年 6 月 1 日提出

八千代市長 服 部 友 則

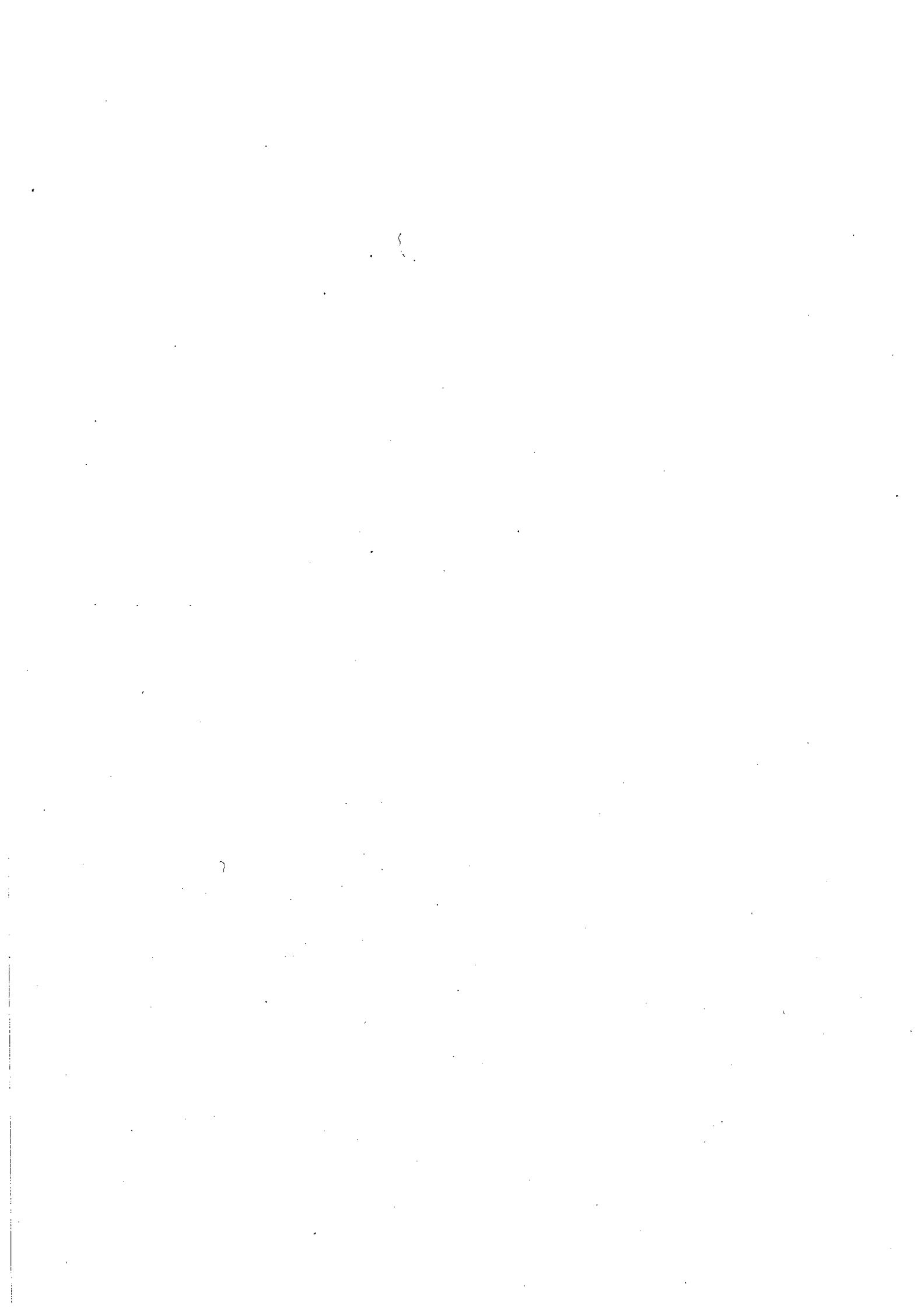
記

氏 名 鈴 木 正 範

住 所 千葉県八千代市勝田

提案理由

令和 2 年 7 月 19 日をもって任期満了となることに伴い、次期農業委員会委員を任命いたしたい。



議案第26号

農業委員会委員の任命について

八千代市農業委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求める。

令和2年6月1日提出

八千代市長 服部友則

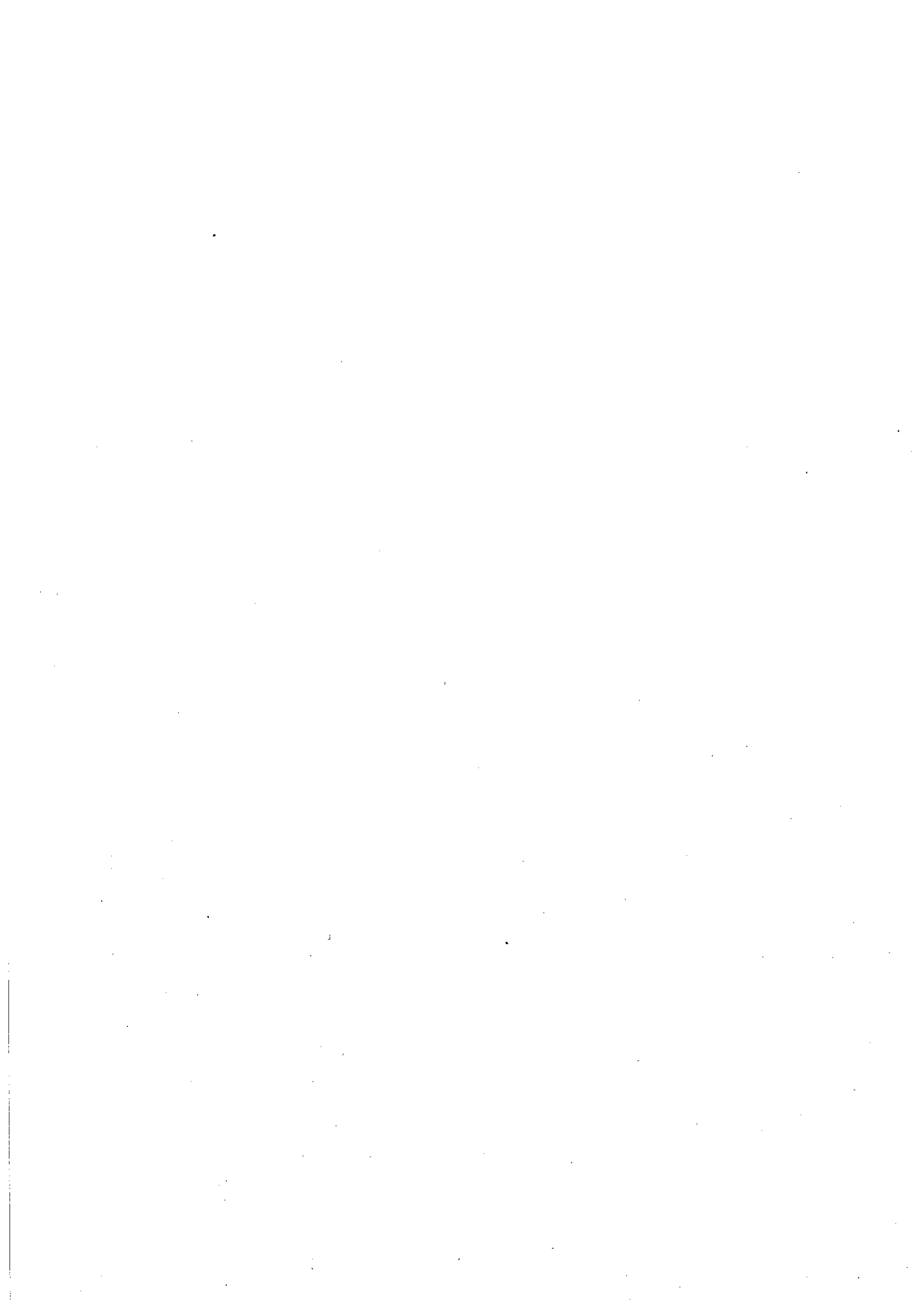
記

氏名 島村隼人

住所 千葉県八千代市米本

提案理由

令和2年7月19日をもって任期満了となることに伴い、次期農業委員会委員を任命いたしたい。





議案第27号

農業委員会委員の任命について

八千代市農業委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求める。

令和2年6月1日提出

八千代市長 服部友則

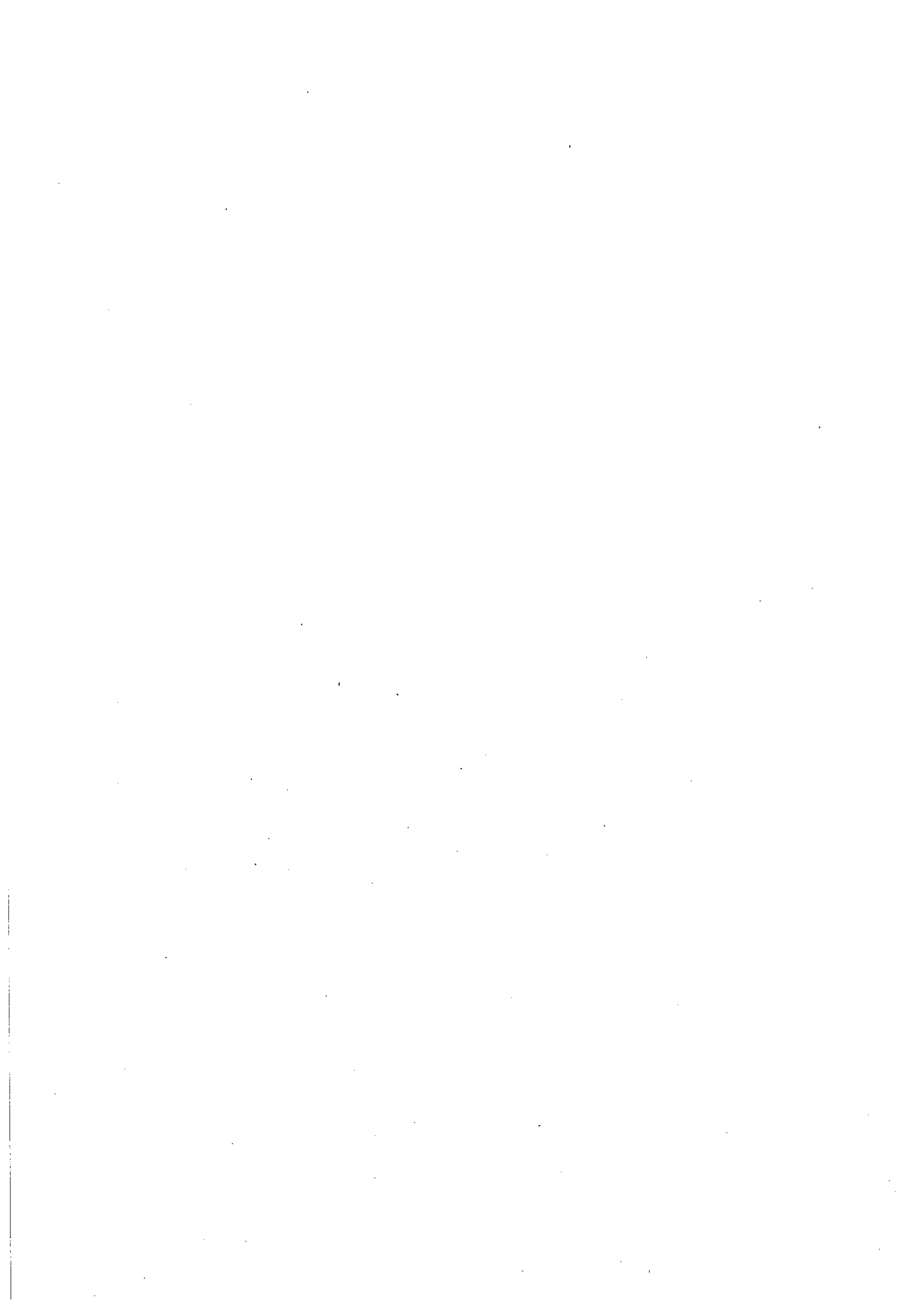
記

氏名 加茂太郎

住所 千葉県八千代市米本

提案理由

令和2年7月19日をもって任期満了となることに伴い、次期農業委員会委員を任命いたしたい。



諮問第1号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて  
人権擁護委員に次の者を推薦したいので、議会の意見を求める。

令和2年6月1日提出

八千代市長 服部友則

記

氏名 平倉英輔  
住所 千葉県八千代市大和田新田



諮問第2号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて  
人権擁護委員に次の者を推薦したいので、議会の意見を求める。

令和2年6月1日提出

八千代市長 服部友則

記

氏名 塩田恭子  
住所 千葉県八千代市八千代台北

